

## 第2章 改革の方策

### 1 財政基盤の強化

質の高い行政サービスを提供するためには、経営感覚を取り入れた財政基盤の強化が必要です。積極的な「歳入の確保」と、限られた財源を最大限に生かし「選択と集中」を進めるため、ゼロベースからの事務事業の見直しを不断に行い、「歳出の削減」を実現し、安定した財政基盤への転換を図ります。

#### (1) 歳入の確保

##### ① 市税等の確保

市税は、自主財源の根幹をなすものであり、三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公平確保の必要性等を踏まえ、その徴収については一層納税督促の強化に努めるとともに、国民健康保険税、下水道使用料など各種徴収金についても、歳入の確保及び負担の公平性確保のため、収納の向上に努めます。

また、企業誘致の促進を図り、自主財源の確保に取り組みます。

##### ② 受益者負担の見直し

使用料・手数料については、市民負担の公平性を確保する観点から、社会経済情勢の変化を踏まえ、サービスの内容やコストに応じた見直しを行います。

##### ③ その他収入の確保

市有財産のうち未利用地の積極的な売却を図ります。

また、新たな有料広告の導入を行うとともに、新たな財源の確保にも取り組みます。

#### (2) 歳出の削減

##### ① 事務事業の重点化・スリム化

市が行っている事務や事業について、PDCA サイクル「計画策定 (Plan) →実施 (Do) →検証 (Check) →見直し (Action)」に即した見直しを行い、市の役割分担、成果やコスト、簡素・効率化などの観点から事務事業の「再編・整理」「廃止・統合」などに取り組みます。

##### ② 補助金等の見直し

個々の団体及び事業について、補助の目的や公益性、補助金交付の必要性、効率性及び補助効果等を精査した上で、ゼロベースからの積み上げを基準とし補助金の見直しを行います。

### ③ 民間委託等の推進

「民間でできることは民間で」の考えのもと、行政が本来担うべき役割を踏まえ、市場原理に基づいて適切なサービスが確保できる分野は、民間への委託を推進します。

## 2 効果的・効率的な行政運営

時代の要請に的確に反応し柔軟に対応できる組織の構築と、鋭いコスト意識を持ち政策目標を効果的かつ効率的に処理できる職員の醸成は重要な課題です。

社会経済情勢の変化を捉え、民間の手法を取り入れ、市民の視点、地域経営の視点に立った発想により、効果的・効率的な行政経営を推進します。

### ① 組織機構の見直し

行政需要や施策の変化に柔軟に対応し、より効率的な行政運営が行なえるよう常に見直しを行うとともに、重点化した施策に対しては、迅速な対応が可能なプロジェクトチームなどの活用を図ります。

### ② 人材の育成と確保

地方分権改革の推進により、基礎自治体として独自の政策を形成する能力が求められており、研修機関等を活用した職員研修制度の充実を図り、総合的な人材の育成に取り組みます。

### ③ 定員管理、給与の適正化

公務効率の向上、事務事業の整理・合理化、民間委託の推進等により職員数を削減するとともに、新しい行政課題に対しては、原則として職員の配置転換により対応するなど、行政需要の変化に見合った柔軟で積極的な定員管理を実施します。また、職員の給与は、国の制度に準拠しながらも、社会経済情勢や財政事情等も総合的に考慮して、適正な管理に努めます。

### ④ 電子自治体の推進

高度な情報通信機器の普及およびその技術は、急速な進展により、社会の様々な分野に浸透し、情報の共有化が進む一方、個人情報保護などの確かな利活用が求められています。行政の積極的かつ効率的な電子化を図り、事務の平準化・効率化と市民サービスの向上に努めます。

### ⑤ 公共施設のあり方の見直し

社会情勢の変化による利用者ニーズに対応するため、他施設との連携等の視点から検証し、適正な維持管理に努めます。

#### ⑥ 外郭団体等の見直し

市が出資している外郭団体等について、事業内容、経営状況を検証し、統廃合、組織のスリム化など見直しを進めます。

#### ⑦ 広域行政の見直し

広域化し多様化する住民生活やニーズに、より迅速的確に対応できるよう、またスケールメリットの点から効率性向上の効果を検証し、行政区域の枠を超え広域的な連携を深めます。

### 3 市民との協働

「市役所はサービス産業である」との認識に立ち、市民に笑顔で挨拶することはもとより、親切丁寧な説明を心がけ、市民の視点に立った行政運営に努めます。また、行財政の無駄・ムラを見直し、市民とともに知恵を出し合い、市民との連携・協働によるまちづくりを推進します。

#### ① 市民参画の促進

重要な計画や施策の策定に当たって、広く市民の意見を取り入れることができ、市民が市政に参画できる制度の研究を進めます。

#### ② 市民・まちづくり団体との協働

地域、団体及び市民が主体的に取り組むまちづくりに対して、連携を深めるとともに、市民と協働することによる「新しい公共」の創造に取り組みます。

#### ③ 市民への情報提供

透明で公正な開かれた行政を推進するため、情報公開条例、個人情報保護条例の主旨にのっとり、個人情報を十分保護しつつ、行政情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい公表・発信に努めます。